

作成：田中重人（東北学院大学教養学部非常勤講師；東北大学文学部講師）

現代家族論

2009 年度前期（東北学院大学）

<土1> 泉キャンパス 2号棟（講義棟）221 教室（登録コード=064）

科目名：現代家族論

テーマ：現代日本における家族変動

講義内容：「家族」に対する社会的な視点を習得すると同時に、現代の日本における家族の変動について、統計データに基づいて把握する

教科書：なし（プリントを毎回配布）

参考書：湯沢雅彦・宮本みち子（2008）『データで読む家族問題』（新版）日本放送出版協会。

成績評価方法：定期試験（1回）、小テスト（数回）

その他の参考文献：

- 山田昌弘（1994）『近代家族のゆくえ：家族と愛情のパラドックス』新曜社。
- 利谷信義（2005）『家族の法』有斐閣。
- 京極高宣・高橋重郷（編）（2008）『日本の人口減少社会を読み解く』中央法規出版。
- 藤見純子・西野理子（編）（2009）『現代日本人の家族：NFRJ からみたその姿』有斐閣。

授業計画

1. イントロダクション（4/18）
2. 家族とは（4/25）
3. 現代日本の家族制度（5/9～5/16）
 - 夫婦関係
 - 親子関係
4. 人口と家族（5/23）
5. 恋愛と結婚（5/30～6/6）
 - 見合い結婚から恋愛結婚へ
 - 「近代家族」における親密性
6. 子どもの成長と教育（6/13）
7. ライフコースと家族（6/20）
8. 家族と社会保障（6/27～7/4）
 - 生産・分配・消費
 - 保障と扶養
9. 期末試験

※（ ）内の日付は、おおよその計画をあらわしているが、実際の授業の進行状況によって前後にずれることがあります。

2009.4.18

現代家族論 (田中重人)

受講登録フォーム

氏名：

学年：

学生番号：

所属 (学部・学科)：

関心のある話題／この授業に関する希望：

予備知識の調査 (成績評価には関係ありません)

(1) 「核家族」とは何か。簡単に説明せよ。

(2) 「M字型曲線」とは何か。簡単に説明せよ。

(3) つぎの文章の () 内にあてはまる数字を入れよ。

民法第 731 条によれば、女性は () 歳、男性は () 歳にならないと結婚できない。また、() 歳になるまでの間は、父母の同意がなければ結婚できない。

労働基準法第 56 条によれば、() 歳未満の児童を雇用することは原則としてできない。

きょうだいは () 親等の関係にある。

(4) 「高齢化社会」とは何か。簡単に説明せよ。

予備知識の調査：解答例

(1) 「核家族」とは何か。簡単に説明せよ。

夫婦と未婚の子供のセットのこと。

(2) 「M字型曲線」とは何か。簡単に説明せよ。

女性の年齢階級別の労働力率（または就業率）のグラフを描くと、両側にふたつの山があってその間が落ち込んだ形になる。この形がアルファベットの「M」に似ているため、「M字型曲線」と呼ばれる。

(3) つぎの文章の（ ）内にあてはまる数字を入れよ。

民法第731条によれば、女性は（ 16 ）歳、男性は（ 18 ）歳にならないと結婚できない。また、（ 20 ）歳になるまでの間は、父母の同意がなければ結婚できない。

労働基準法第56条によれば、（ 15 ）歳未満の児童を雇用することは原則としてできない。

きょうだいは（ 2 ）親等の関係にある。

(4) 「高齢化社会」とは何か。簡単に説明せよ。

人口の中の高齢者の割合が増加して一定以上の比率を占めるようになった社会を「高齢化社会」という。65歳以上の者の比率が7%以上という基準を使うことが多い。

親族関係用語について

「親族」とは……親子関係と夫婦関係でたどれる間柄の人々のこと

- ・ 孫 = 子供の子供
- ・ 祖父母 = 親の親
- ・ 兄弟姉妹 = 親の子
- ・ 姑・舅 = 配偶者の親
- ・ 甥・姪 =
- ・ 義理の兄弟姉妹 =

(1) 親子関係だけでたどれる範囲の人々を「**血族**」、夫婦関係をたどらないとたどりつけない人々を「**姻族**」という。

(2) 親族のうち、世代的に上の者を「**尊属**」、下の者を「**卑属**」という。

(3) 世代を上または下に一方的に進んでたどり着ける場合を「**直系**」、折り返さないとたどりつけない場合を「**傍系**」という。

(4) 親族関係の近さをあらわすのに「**親等**」を用いる。これは、親子関係を何回経由するとその人にたどり着けるか、その回数を数えるものである。

【問題】 上にあげた「孫」から「義理の兄弟姉妹」までについて、上記の(1)~(4)にしたがって分類してみよう。

作成：田中重人（東北学院大学教養学部非常勤講師；東北大学文学部講師）

現代家族論 (2009)

第2回 家族とは (4/25)

家系図 (family tree)

女性が○、男性が△

尊属が上、卑属が下

夫婦関係は横の二重線 (=)

親子関係は縦の単線 (|)、ただし子供が複数のときは枝分かれした櫛型の線にする

家族とは

「**家族**」(family) とは …… 親族関係を基盤として形成される**社会集団**のこと

「**社会集団**」(social group) とは …… つぎの条件をすべて満たす人々の集まり

- (1) 継続的な相互作用
- (2) 共同の目標
- (3) 規範 (norm) による規制
- (4) 地位 (status) と役割 (role) の配分
- (5) 一体的な「われわれ」感情 (we-consciousness)

単に「**集団**」(group) と呼ぶことも多い。

【**問題**】この定義にあてはまる「**社会集団**」の具体例をあげてみよう。

しかし、社会調査などでこのような条件をいちいち調べるのはむずかしい。そのため、ほとんどの家族研究は「**世帯**」(居住と生計を共にする人々)を単位としておこなわれてきた。

【**問題**】「**家族**」と「**世帯**」にはどのようなずれがあるか。身の回りの人々を思い浮かべて考えてみよう

家族の形態

家族の中にどのような親族関係がふくまれるか?

「**夫婦家族**」(conjugal family) …… 夫婦とその未婚の子からなる家族
(「**核家族**」と呼ばれることもある。下記の、分析単位としての「**核家族**」と区別すること)

- ・ 夫婦のみ
- ・ 夫婦と未婚子
- ・ 片親と未婚子
- ・ (未婚のきょうだいのみ)

「**拡大家族**」(extended family) …… 夫婦とその未婚の子以外の親族をふくむ家族

- ・ 直系家族 (lineal family) …… 夫婦が2組以上。それらの夫婦は直系の関係にある
- ・ 複合家族 (joint family) …… 夫婦が2組以上。それらのなかに傍系の関係が含まれる
- ・ その他

核家族

「**核家族**」(nuclear family) とは …… 夫婦と未婚の子のうち、存在するもののセット

家族の形態の分析単位として有用。

文化人類学者 George P. Murdock の「**核家族普遍説**」に由来する。

※ この範囲の人が実際に「**家族**」を形成しているかとは関係ないので注意。

- ・ 子供の側からみた核家族のことを「**定位家族**」(family of orientation) という
- ・ 親の側からみた核家族のことを「**生殖家族**」(family of procreation)

※ 単に「子供のころに所属していた家族」「結婚して以降の家族」という意味で使われることも多い

作成：田中重人（東北学院大学教養学部非常勤講師；東北大学文学部講師）

第3回 現代日本の家族制度 (1): 夫婦関係 (5/9)

結婚とは

「結婚」(marriage) という制度は、全世界のほとんどの人類社会に存在する。

- ・ 性関係の排他性
- ・ 子供の父親の確定 (嫡出推定)
- ・ 経済的な共同性

しかし、その内容は社会によっておおきちがう。

- ・ 結婚相手の人数 (単婚／複婚)
- ・ 結婚できる人々の範囲
- ・ 結婚にともなう権利と義務
- ・ 結婚の成立条件
- ・ 離婚制度

日本社会における結婚

法律上の「婚姻」は「婚姻届」を出すことで成立する。口頭で届けることもできるが、たいいていは書面での届出による。

- ・ 夫婦がそれぞれ署名・捺印する
- ・ 住所など、必要な事項を記入する
- ・ 成人の証人2人が必要
- ・ 本籍地以外の市区町村に出す場合は戸籍謄本が必要

ただし、婚姻届を出していなくても、2人による実質的な共同生活が営まれている場合 (内縁あるいは事実婚) も、婚姻に準じてあつかわれることが多い (準婚)。

いわゆる内縁は、婚姻の届出を欠くがゆえに、法律上の婚姻ということではできないが、男女が協力して夫婦としての生活を営む結合であるという点においては、婚姻関係と異なるものではなく、これを婚姻に準ずる関係ということを妨げない (最高裁判所 1958年4月11日)

同居・協力・扶助の義務、婚姻費用の分担義務、財産の共有推定、日常家事債務の連帯責任、関係解消の際の財産分与など。

一方、相続権、嫡出推定、夫婦と子供の同一氏などについては、事実婚は法律上の婚姻とは区別される。

「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を「配偶者」としてあつかう法律も多い (たとえば健康保険法 3条)。

婚姻の条件

- ・ 異性婚 (憲法 24条) → 同性カップルの結婚
- ・ 年齢 (民法 731条): 女性 16歳、男性 18歳 (父母の同意が必要) → 性差別の問題
- ・ 重婚の禁止 (民法 732条, 刑法 184条)
- ・ 再婚禁止期間 (民法 733条): 女性だけ、前婚終了から6ヶ月 → 嫡出推定との関係
- ・ 近親婚の禁止 (民法 734-736条): 直系親族と3親等以内の傍系血族

婚姻と戸籍

「戸籍」とは……日本国民の親族関係を記録したデータベース。1947年の戸籍法改正以降、核家族を基本的な単位として編成されている。

戸籍は「本籍地」のある自治体で保管される。また、ひとつの戸籍に記載されている者の姓は「筆頭者」の姓によって決まる (戸籍の「氏」)。

→ 夫婦別姓問題

婚姻届は、現在居住している自治体、または夫婦どちらかの本籍地がある自治体に提出する。提出すると、婚姻届に記載した本籍地に、あたらしい戸籍がつけられる。

夫婦の権利と義務

貞操の義務

夫婦間の貞操義務を定めた条文は存在しない。ただし、不貞行為は離婚の原因のひとつ (民法 770条) であり、また不法行為として損害賠償の責任が生じる場合がある。

同居・協力・扶助の義務

夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。(民法 752条)

ただし、夫婦の共同生活上、合理的な理由があれば別居してよいとする判例が確立している。

婚姻費用の分担義務

夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。
(民法 760 条)

夫婦と未成熟子の間で同等の生活水準を保障する「生活保持の義務」があり、そのための費用を「婚姻 (から生ずる) 費用」と呼んでいる。

日常家事債務の連帯責任

夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。……(民法 761 条)

「日常の家事」とは、夫婦の生活水準に照らして相当程度の衣食住や娯楽、医療、子供の教育などを指す。

夫婦間の契約取消権

夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。(民法 754 条)

夫婦間の契約取消権は、夫婦関係が円満である場合に限られる。破綻した夫婦間での契約は取り消せないとする判例が確立している。

夫婦財産契約

夫婦間の財産関係については、「夫婦財産契約」(民法 755-759 条) を結ぶことができる。この契約は、婚姻前に登記しておかなければならず、また婚姻後には変更できない。
実際の契約数はきわめてすくない

法定財産制

夫婦財産契約がなければ、夫婦の財産関係は民法 762 条にしたがう。

特有財産……夫婦それぞれが婚姻前から持っていた財産と、婚姻中に自分の名義でえた財産
共有財産……夫婦のどちらに帰属するかがあきらかでない財産

実際には、夫婦が協力してえた財産 (特に不動産) については、一方の名義になっていても、共有財産とみなす判例が確立している。

→ 離婚の際の財産分与 (次回)

子供の嫡出推定と認知

→ 次回

参考文献

水野紀子・大村敦志・窪田充見 (編) (2007) 『家族法判例百選 第7版』(別冊ジュリスト 193) 有斐閣.
利谷信義 (2005) 『家族の法』有斐閣.

小テストについて

5/23 授業時に小テストをおこないます:

- ・ 時間は 15 分程度
- ・ 範囲は、その前の週までの授業でとりあげた内容
- ・ A4 判 1 枚の手書きのメモのみ持込可 (両面に書いてよい)
- ・ メモはテスト終了時に答案と一緒に提出

第4回 現代日本の家族制度 (2): 親子関係 (5/23)

日本社会における親子関係

法律上、親子関係は実親子と養親子にわかれる。

- ・ 実親子関係 (parent/child by blood)……子供の出生によって発生
- ・ 養親子関係 (adoption)……養子縁組によって発生

※ 実親子関係は、夫婦関係からはいちおう独立している。親が結婚・離婚したからといって、それが直接親子関係に反映されるとはかぎらない。
しかし、多くの場合において、父親と実子との関係の認定は、父母の結婚状況に左右される。
→ 「嫡出推定」および「認知」

※ 養子縁組をおこなっても、実親子関係はなくなる
(「特別養子」の場合を除く)

実親子関係

実親子関係は、子供の出生によって生じる。→出生届、出生証明書

母親との関係は、出産によって確定する

父親との関係は……

- ・ 婚姻中に妊娠した子供は夫の子供 (嫡出子) と推定される = 嫡出性 (legitimacy) の推定
→ 具体的には、婚姻成立 200 日後、解消 (離婚・死別) から 300 日以内 (民法 772 条)
→ 夫は 1 年以内に否認の訴えを起すことができる (民法 774-778 条)
- ・ それ以外の場合、父親による「認知」(affiliate) が必要
→ 母との婚姻後に父が出生届を出した場合 (戸籍法 62 条)
→ 父が「認知届」を出した場合 (戸籍法 60 条)
→ 子供 (または代理人) は認知の訴えを起すことができる (民法 787 条)
→ 子供あるいは利害関係者は、認知の無効の訴えを起すことができる (民法 786 条)

嫡出子／非嫡出子と戸籍

- ・ 婚姻している (いた) 夫婦を父母とする子供を「嫡出子」という。認知後に婚姻した場合や婚姻中に認知した場合をふくむ。
- ・ 嫡出子以外の子供を「嫡出でない子」(非嫡出子) という。父が認知している場合とそうでない場合がある。
- ・ 子供は、出生届の時点で、母または父が筆頭者になっていれば、その戸籍に記載される。そうでない場合は、親子だけの新たな戸籍がつくられる。
- ・ かつては戸籍上 (および住民基本台帳) の続柄の記載で、嫡出かそうでないかがわかるようになっていた。現在は、嫡出／非嫡出に関わらず「長女」「長男」などと記載されている。

養親子関係

「養子縁組」(adoption)……血縁上の親子関係がない者同士の間、法律上の親子関係を擬制する制度。

(普通) 養子縁組の条件

- ・ 養親は成人でなければならない
- ・ 養子は養親より年長であってはならない
- ・ 尊属を養子にすることはできない
- ・ 未成年者を養子にするには家庭裁判所の許可が必要 (自分や配偶者の直系卑属を養子にする場合を除く)
- ・ 養親・養子となる人の双方の同意が必要
- ・ 15 歳未満の者を養子にするには、法定代理人 (原則として親権者) の同意が必要

現代日本社会における養子縁組の大部分は、成人を養子とするものである。

「特別養子縁組」……実方の血族との親族関係を終了させ、養親子間に実親子と同様の親子関係を法律上発生させる制度 (民法 817 条の 2-11: 1987 年新設)。

- ・ 6 歳未満の子供で、父母による養育が困難な特別な事情がある場合
- ・ 従前の父母の同意が必要 (虐待が行われている場合などを除く)
- ・ 養親は 25 歳以上で有配偶でなければならない
- ・ 家庭裁判所の審判によって成立する
- ・ 実の親子関係とそれに基づく親族関係は、これによって終了する

親権

「親権」(custody) ……未成年の子供の扶養・教育・財産管理をおこなう義務と権利 (民法 818 条)。

→ 居所指定権・懲戒権・職業許可権・財産管理権・代表権 (民法 820-824 条)

- ・ 父母が親権者になる。養子縁組がおこなわれた場合は、養親が優先
- ・ 父母が結婚していれば、共同で親権をおこなう
- ・ 離婚するときは、未成年の子供の親権者を決めなければならない。
- ・ 子供の養育・扶養の義務は、親権者でない親にもある (ただし親権者の方が優先される)。
- ・ 親権者は、家庭裁判所の許可を得て、親権を辞することができる。
- ・ 親権が濫用された場合、家庭裁判所は親権の喪失を宣告できる。

離縁

養子縁組は、「離縁」によって解消できる (民法 811, 814 条)。ただし特別養子を除く。

離縁の手続きは、双方の同意による「協議離縁」、家庭裁判所の調停による「調停離縁」、裁判による「裁判離縁」にわかれる。調停のあとの「審判」による離縁、裁判中の「和解」や「請求の認諾」による離縁という方法もある。いずれも場合も、養子が 15 歳未満であれば、法定代理人 (もし離縁が成立したらそのあと親権者になるであろう人) が代理する。また、裁判を起こすには、その前に調停をおこなわなければならない (「調停前置主義」)。

離縁後は、養子の側は、縁組以前の戸籍に戻るか、新しい戸籍をつくる (その場合の氏は元の戸籍とおなじになる)。ただし、3 ヶ月以内に届け出ることによって、養子縁組中の氏を称することができるようになる。

養子・養親が死亡した後も離縁の手続きをとることができる。養子縁組を通じての血族関係を終了させたいときに使う。

死亡と相続

人が死亡した場合、財産は相続 (inheritance) の対象となる。

遺言相続

遺言によって相続財産の行き先を決めることができる。ただし、遺言は一定の形式を備えていなければ無効 (民法 960 条) なので、注意。

遺言がある場合でも、兄弟姉妹以外の法定相続人 (次項参照) は、財産全体の 1/3 ~ 1/2 を自分 (たち) が相続する「遺留分」として請求できる。

法定相続

遺言がない場合、民法の規定にしたがって「法定相続」がおこなわれる

- ・ 配偶者と子供の間で 1/2 ずつ
- ・ または配偶者 2/3 : 親 1/3
- ・ または配偶者 3/4 : 兄弟姉妹 1/4

これらの人々を「法定相続人」とよぶ。法定相続人が死亡している場合、その直系卑属が法定相続人となる。同順位相続人が複数いる場合は、その間で均等に分ける。ただし、非嫡出子は嫡出子の半分、異母／異父の兄弟姉妹は父母の両方を共通とする兄弟姉妹の半分の相続分となる (民法 900 条)。前者については、出生に基づく差別であって憲法 14 条違反だという説が有力だが、判例では、立法の裁量の範囲内で合憲とされている (2003 年 3 月 31 日 最高裁判所判決)。

相続分の原則は以上のとおりであるが、これに「特別受益分」を差し引いて「寄与分」を加えた額が計算される。「特別受益分」とは、法定相続人が、相続される人の生前に (または遺言によって) うけた贈与をいう。「寄与分」とは、相続の対象となる財産のうち、相続人の寄与によって形成された部分をいう。

離婚

離婚の手続き

婚姻は、一方の死亡または離婚によって解消する。

離縁と同様に、夫婦の合意で離婚届を提出する「協議離婚」、家庭裁判所での調停による「調停離婚」、裁判による「裁判離婚」の 3 種類がある (この他に「審判」「和解」「請求の認諾」)。ただし、訴訟を起こすには、その前に調停をおこなわなければならない (「調停前置主義」)。年間の離婚件数の約 9 割が協議離婚、約 9% が調停離婚である (人口動態統計 2007 年)。

未成年の子供がいる場合、夫婦のどちらが親権をおこなうかを離婚手続きのなかで決めなければならない (民法 766 条)。財産分与などの経済的な給付 (離婚給付) については、離婚と同時に決めてもよいし、離婚成立後にあらためて決めてもよい (決めなくてもよい)。

夫婦のうち、筆頭者でないほうが元の戸籍に戻るか、新しい戸籍がつくられる (その場合の氏は元の戸籍とおなじになる : 「復氏」)。ただし、3 ヶ月以内に届け出ることによって、婚姻中の氏を称することができるようになる (「婚氏統称」)。子供の戸籍は、婚姻中と同じ (筆頭者のほうに残る)。

離婚後の親権と養育義務

未成年の子供がいる場合、離婚後にその子供の親権をどちらがおこなうかを決めなければならない。かつては夫が親権をおこなうケースが多かったが、1960 年代後半に逆転し、現在では妻がおこなうケースが 8 割を占める。裁判で親権を決める場合には、子供の福祉が最優先とされる。具体的な基準としては、生育環境の継続性、子供の意思、母性優先など。

親権をおこなわない場合も、親子関係がなくなるわけではない。したがって、子供に会ったり文通したりする権利 (面接交渉権) があるとされている。また、子供の養育の義務も残る。特に、経済的な側面から子供の生活費 (いわゆる「養育費」) を負担する義務があるが、実際には離婚の際に養育費の取り決めをおこなわないケースが多く、また取り決めがあってもきちんと支払われないままになってしまうこともある。

小テストについて

次回授業時に小テストをおこないます:

- ・ 時間は 15 分程度
- ・ 範囲は、その前の週までの授業でとりあげた内容
- ・ A4 判 1 枚の手書きのメモのみ持込可 (両面に書いてよい)
- ・ メモはテスト終了時に答案と一緒に提出

第5回 人口と家族 (5/30)

人口学とは

「人口」(population)……ある属性(たとえば居住地・年齢・性別など)に該当する人間の数

人口について研究する学問を「人口学」と呼ぶ。狭い意味では、人口やその変動をとらえるための理論をあつかう「形式人口学」(formal demography)だけを「人口学」と呼び、人口に関わる具体的な諸問題をあつかう「人口研究」(population studies)と区別することがある。

- ・ 人口静態……ある一時点における人口の状態
- ・ 人口動態……ある一定期間における人口変動要因(出生・死亡・移動など)の変化

人口統計

人口静態のデータ

- ・ 「国勢調査」(5年に一度)
- ・ 住民基本台帳
- ・ 外国人登録

人口動態のデータ

- ・ 各種届出: 出生届、死亡届、転出・転入届、出入国管理、婚姻届、離婚届……
- ・ 標本調査: 「出生動向基本調査」など

- ※ 「業務統計」= 住民登録、戸籍編成など、行政上の業務のための届出による
- ※ 「調査統計」= 統計のための調査による。「国勢調査」や「出生動向基本調査」など。

いずれの場合も、基本的なデータは「人数」のかたちである。これを目的にあわせて加工する。

人口ピラミッド

ある時点での人口を、左が男性、右が女性、下が若年、上が高年齢になるようにして、グラフにあらわしたもの。年齢構造の特徴を人目で把握できる。

現代日本では、どの年齢層が多く、どの年齢層が少ないか?

人口動態

人口は、かなりダイナミックに変動する

- ・ 年齢構造の変動
- ・ 等比数列的な増加・減少

人口方程式 (demographic equation)

$$\begin{aligned} \text{人口増加} &= \text{自然増加} + \text{社会増加} \\ &= (\text{出生} - \text{死亡}) + (\text{流入} - \text{流出}) \end{aligned}$$

現代日本社会では、国際移動による増減は非常に少ない。日本全体の人口の変動は、ほぼ自然増加で決まると考えてよい。すなわち、出生数と死亡数の差である。

コーホート観察と期間観察

出生コーホート (birth cohort)……おなじ年に生まれた人々を指す。単に「コーホート」と呼ばれることも多い

※ 「コーホート」とは、おなじ時期におなじ出来事を経験した人々の集団をいう。

コーホート観察 …… ある年に生まれた人たちのその後の動向を観察していくこと。

期間 (period) 観察 …… 一時点 (あるいは一定期間) における状態を観察すること。

年齢構造の影響

人口に関するさまざまな属性の中でも、年齢は特別に重要な位置を占める。出生・死亡などの発生確率は年齢によっておおきくちがう。このため、年齢構造が変化すると、出生・死亡数(および人口比でみた出生率や死亡率)が変化する。この変化を除くためにさまざまな指標が考案されている。

- ・ 合計 (特殊) 出生率 …… 各年齢に1人ずつしかいない社会を仮定して出生数を求める
- ・ 平均寿命 …… 出生から死亡までの時間の長さの平均をもとめる

これらは、年齢別出生率や「生存率曲線」のグラフにおいてどのように表現できるか?

人口転換 (demographic transition)

近代化にともなって、死亡率が低下し、ついで出生率が下がる。この結果として、近代社会は、

多産多死 → 多産少死 → 少産少死

という変化を経験する。日本社会では、1920年代～1950年代ごろ。

文献

和田光平 (2006) 『Excel で学ぶ人口統計学』 オーム社.

京極高宣・高橋重郷 (編) (2008) 『日本の人口減少社会を読み解く: 最新データからみる少子高齢化』 中央法規出版.

作成：田中重人（東北学院大学教養学部非常勤講師；東北大学文学部講師）

第6回 恋愛と結婚 (6/6)

結婚とは? (復習)

- ・ 法律上の婚姻:
- ・ 内縁 (事実婚):

「恋愛」(romantic love) との結びつき
昔はどうだったか?

前近代から近代へ

近代化 (modernization)

- ・ 経済面の変化: 分業と市場経済の発達; 産業化; 雇用労働者化
- ・ 政治面の変化: 国民国家; 民主化; 福祉国家
- ・ 生活様式の変化: 合理化; 都市化; 学校教育; **家族の機能縮小**

家族の機能

- ・ 家業の経営
- ・ 扶養と safety net
- ・ 生活の協同 (居住・家計・家事)
- ・ 生殖
- ・ 子供の教育 と社会化 (socialization)
- ・ **親密な人間関係**

近代化とともに、家族の機能は少なくなっていく (印のものが縮小)。
日本社会では、20世紀はじめごろから、都市部のサラリーマン層で進展。
全体的に広まるのは高度経済成長期 (1970年代ごろまでにほぼいきたる)。

配偶者選択の変容

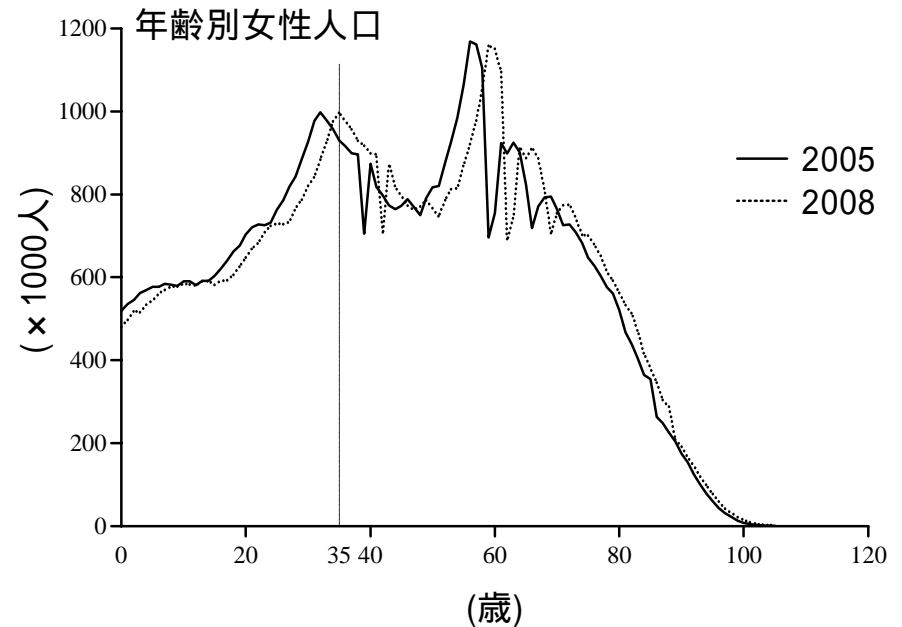
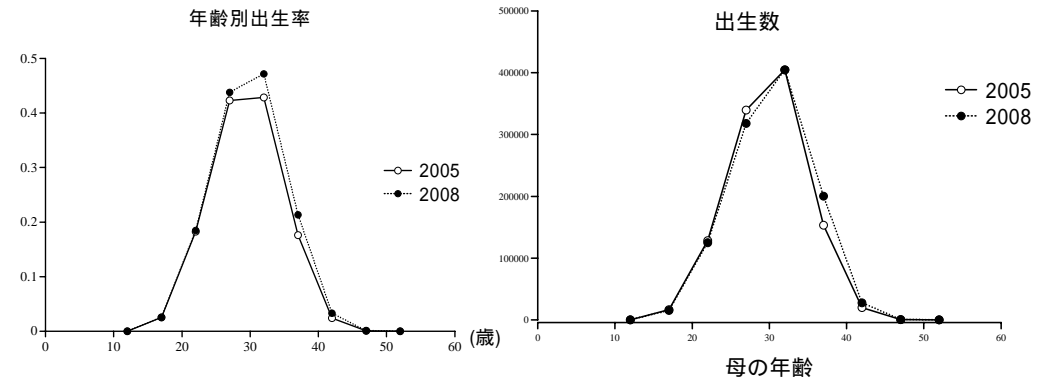
「見合い結婚」から「恋愛結婚」へ

- ・ 出会いの機会: 親族の紹介 学校・職場・友人・結婚紹介所
- ・ だれが決めるのか: 親 本人
- ・ 結婚の条件: 「家」の釣合い・経営の都合 「恋愛」

追加資料: 2005 2008年の出生の変化

厚生労働省大臣官房統計情報部 (2009)「平成20年 人口動態統計月報年計 (概数) の概況」(2009年6月3日公表) <<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai08/>>.

- ・ 出生数は 106万2530 109万1150 (2.7%増加)
- ・ 合計 (特殊) 出生率は 1.26 1.37 (8.7%増加)



第7回 「近代家族」における親密性 (6/12)

日本社会では、20世紀初頭から、大都市の公務員・サラリーマン層において、あたらしいタイプの家族がみられるようになった。

中川善之助の「生活保持の義務」論は、このようなあたらしい家族におけるライフスタイルを法律の世界に持ち込んだものといえる。

婚姻法上所謂扶養の義務は〔……〕実に婚姻関係の核心的事実とも云うべきものである。同居、貞操等の義務とともに同一物の一面をなし、之等のものがあって初めて之を婚姻関係と云い得るが如きものである。民法第790条は簡単に「夫婦互に扶養ヲ為ス義務ヲ負フ」と云って居るに止まるけれども、若し之が履行されなかったら、その時には婚姻の実質は既に亡んで居るとさへ言っても宜しいのである。

〔……〕

「生活保持の義務」は、最後の一片の肉、一粒の米までをも分け食らふべき義務であり、他者の生活を「扶け助くる」に非ずして、之を自からの生活として保持するものである。

(中川善之助「親族的扶養義務の本質」『法学新報』38(6)(1928年)、中川(1976, pp. 192, 195)から引用)

親は、未成熟の子供に対して、同様の義務を負うとされる。

中川の議論は、法学者の間に急速に広まった。また1947年民法の起草委員をつとめたため、戦後の家族に関する法学的な議論の前提として通用している。

「近代家族」(modern family)の特徴(論者によって多少のちがいがあ)

- ・ 小規模
- ・ 愛情に基づく親密な人間関係
- ・ 家内領域の公共領域からの独立
- ・ プライバシー
- ・ 性別役割分業

戦後の高度経済成長期(1960年代)に一般に浸透。

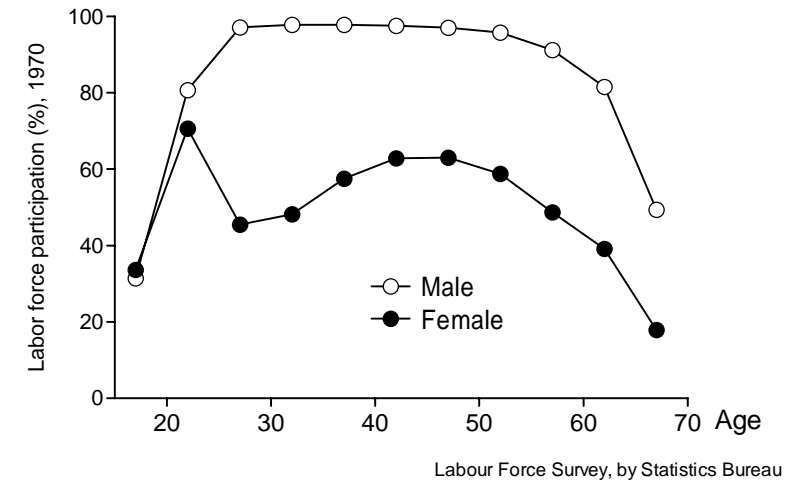
文献

中川 善之助(1976)「親族的扶養義務の本質」『法学セミナー』253, pp. 190-207.

落合恵美子(2004)『21世紀家族へ』(第3版)有斐閣.

清水浩昭・森謙二・岩上真珠・山田昌弘(編)(2004)『家族革命』弘文堂.

山田昌弘(1994)『近代家族のゆくえ』新曜社.



第 8 回 「近代家族」とライフコース (6/20)

日本社会では、20 世紀初頭から、大都市の公務員・サラリーマン層において、あたらしいタイプの家族がみられるようになった。

中川善之助の「生活保持の義務」論は、このようなあたらしい家族におけるライフスタイルを法律の世界に持ち込んだものといえる。

婚姻法上所謂扶養の義務は〔……〕実に婚姻関係の核心的事実とも云うべきものである。同居、貞操等の義務とともに同一物の一面をなし、之等のものがあって初めて之を婚姻関係と云い得るが如きものである。民法第 790 条は簡単に「夫婦互ニ扶養ヲ為ス義務ヲ負フ」と云って居るに止まるけれども、若し之が履行されなかつたら、その時には婚姻の実質は既に亡んで居るとさへ言っても宜しいのである。

〔……〕

「生活保持の義務」は、最後の一片の肉、一粒の米までをも分け食らふべき義務であり、他者の生活を「扶け助くる」に非ずして、之を自からの生活として保持するものである。

(中川善之助「親族的扶養義務の本質」『法学新報』38(6)(1928年)、中川(1976, pp. 192, 195)から引用)

これは、夫婦間の義務について述べたもの。親は、未成熟の子供に対して、同様の義務を負うとされる。中川の議論は、法学者の間に急速に広まった。また 1947 年民法の起草委員をつとめたため、戦後の家族に関する法学的な議論の前提として通用している。

「近代家族」(modern family) の特徴 (論者によって多少のちがいがあ)

- ・ 小規模
- ・ 愛情に基づく親密な人間関係
- ・ 家内領域の公共領域からの独立
- ・ プライバシー
- ・ 性別役割分業

戦後の高度経済成長期 (1960 年代) に一般に浸透。

文献

中川 善之助 (1976) 「親族的扶養義務の本質」『法学セミナー』253, pp. 190-207.

落合恵美子 (2004) 『21 世紀家族へ』(第 3 版) 有斐閣 .

嶋崎尚子 (2008) 『ライフコースの社会学』学文社 .

清水浩昭・森謙二・岩上真珠・山田昌弘 (編) (2004) 『家族革命』弘文堂 .

山田昌弘 (1994) 『近代家族のゆくえ』新曜社 .

ライフサイクルとライフコース

ライフサイクル (life cycle): 生命をもつものの一生の生活にみられる規則的な推移

ライフステージ (life stage): 人間一生の発達過程に認められる諸段階

ライフコース (life course): 年齢別に分化した役割と出来事を経つつ個人がたどる生涯の道

(いずれも、森岡清美・塩原勉・本間康平編 (1993) 『新社会学辞典』有斐閣)

人間は、さまざまな領域での活動に参加したり退出したりする。また、それぞれの領域でさまざまな「地位」(status) や「役割」(role) を獲得したり喪失したりする。このような、活動領域と地位・役割の変化をもたらす「出来事」(event) によって、ライフステージの移行がおきる。

年齢と出来事

就学年齢……

雇用可能年齢……

婚姻可能年齢……

成人……

定年……

年金受給年齢……

人生にはさまざまな重要な出来事 (event) がある: 就学、卒業、就職、結婚、成人、子供の誕生、親の死、定年など。これらの出来事の経験年齢や順序には、社会的な標準が存在する。また規範 (norm) によって強く統制されている場合がある。

人によって置かれている状況が違う。また個人が選択できる幅も大きいいため、個人差が著しい。

寿命の伸びとライフサイクル

寿命が伸びると、人生の全体の時間が増加する。しかし、ライフサイクルの各段階はそれにあわせて比例的に伸びるわけではない。

・ 遅くなったもの: 学校卒業、結婚、第 1 子誕生、定年など

・ 変化なし: 就学、成人、末子誕生、育児期終了など

早まったもの: 第 2 次性徴など

予告

来週 (6/27) は小テストをおこないます。何でも持ち込み可。電卓を用意することがのぞましい。

期末試験は 8/3 (月) の予定。

現代家族論

http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/tg_fam/

作成：田中重人（東北学院大学教養学部非常勤講師；東北大学文学部講師）

第9回 家族と社会保障 (7/4)

家族の経済学

生産活動とは:

原料 + 生産設備 + 労働 → 生産物

何のために生産活動をするのか

限りある資源を有効に使って、より幸福な生活 (welfare) を送るため

「福祉」(welfare) とは

- (1) 個人の生活における幸福の度合い (この意味では「厚生」「well-being」ともいう)
- (2) 幸福な生活を送るのに必要な基礎的条件を保障する制度

後者とはほぼ同じ意味を持つことばとして、「社会保障」(social security) が使われる。

自力で基礎的な生活条件を整えられるだけの財産や所得がある場合はそれでよいが、そうでない場合はどうするか: 子供、高齢者、(主婦/主夫)、病気、事故、障害、失業など

- ・ 地域社会 (頼母子講・無尽講)
- ・ 家族
- ・ 企業 (従業員の福利厚生)
- ・ 民間団体、ボランティア
- ・ 政府 (国または市区町村)

発達した社会保障制度を持つ国家 = 「福祉国家」(welfare state)

「生存権」……「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」
(日本国憲法 25 条)

このような権利は、20 世紀前半に「基本的人権」の一部として欧米の憲法に書き込まれた。実際の制度が発達したのは 20 世紀後半。需要を重視する「ケインズ主義」経済成長政策の一部でもある。

日本の公的社会保障制度

社会保険と公的扶助が 2 本の柱である。

社会保険

「保険」(insurance) とは、確率的に起こる「事故」に対処するための仕組みのひとつ。小額の掛金を大勢から集めておき、不幸にして「事故」に遭った人への支援に使う。

「社会保険」とは、政府が責任を持つ強制加入型の保険のこと。一定の要件を満たす「被保険者」に特定の「事故」があったときに給付がおこなわれる。代表的なものとして、医療保険と年金保険がある。

医療保険……病気や怪我によって診察・治療が必要になった被保険者に、医療機関での診察・治療を現物給付する。ただし、医療費の 3 割は被保険者が支払わなければならない。この制度の一環として、医療行為について標準の金額が定められている。

年金保険……老齢・障害・死亡に対して、年金が毎月給付される。ただし、加入期間のうち 1/3 以上保険料を納めていないと、給付が受けられない。

いずれも、働きかたによって、ちがう制度が適用される。雇用者 (短時間雇用者を除く) については、会社が天引きして、会社の負担分 (被保険者本人が払うのと同額) とあわせておさめる (健康保険、共済保険、厚生年金保険)。それ以外の場合は、自分で市区町村に保険料をおさめる (国民健康保険、国民年金保険)。

医療保険については、被保険者に扶養されている親族 (3 親等以内) は「被扶養者」という資格で保険に参加できる。

年金保険は、20 歳以上の全員が個人で加入している。

公的扶助

属性を問わず、貧困に陥った人に対して給付をおこなう制度。貧困であることを証明するための審査 (means test) を通過しなければならない。代表的なものとして、生活保護制度。

生活保護……厚生労働大臣が定める「最低生活費」以下の収入である場合、不足分が給付される。「最低生活費」は、世帯構成、年齢、地域、物価などに基づいて計算される。およそ、平均的な世帯の生活水準の半分くらいになるように設定される。

日本の社会保障における家族の位置

扶養順位問題

親族には扶養義務がある

「直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある」(民法 877 条)

また、夫婦同士と、親が子を扶養する義務は、特別に強いものとされている(生活保持の義務)。

これらの「私的扶養」が公的扶助よりも優先

親族からの援助が受けられないか、受けてもまだ不足であることを示さないと、生活保護は受けられない。

近代家族と企業

子供は、通常、親に扶養されている(親権と生活保持の義務)。また夫婦間も互いに扶養の義務がある。

子供と夫婦の福祉は基本的に家族にゆだねられており、公的な社会保障制度(医療保険や家族手当)が補助的に使われる仕組みになっている。また、多くの企業では、正規労働者が手厚く保護されており、扶養家族のニーズに応じた手当が支給されることが多い。

「稼ぎ手」(breadwinner) モデル